

「社会福祉はこれでいいのか(2)」

生活保護行政の統治システムと ソーシャルワーク

社会福祉提言委員会

「おにぎりを食べたい」と書き残して、北九州市のもと生活保護受給者が餓死した事件をめぐって生活保護行政のあり方が大きな問題となっている。たまたま日記が残されていたところから、400名余の弁護士集団がつき、市の福祉事務所長を告訴した。国民のセーフティネットであるべき憲法25条と生活保護法第一条の福祉原理を踏まえた生活保護制度の変容をかいま見せた事件である。この事件は、1973年のオイルショック以降の格差社会の進行、とりわけ1000万人のワーキングプアの存在、300万人の生活保護基準以下の低所得者の存在、自殺者38千人のうちの4割が経済的原因とする事実、これらの最先端に今回の餓死者が発生した事件として考えるべきである。

この10月に北九州市生活保護検証委員会は、三件の餓死事件に関する事例を綿密に検証し、その結果について中間報告を行った。生活保護行政の「入り口」と「出口」に問題があるとし、八つの改善意見を具申し、「社会福祉職」の採用、ソーシャルワークの導入などを提案し、過日、国会でもその必要性が取り上げられた。

「入り口」と「出口」の問題とは何か。一言でいえば生活保護運営システムの機能不全である。システムの機能不全は何故起きたか。

2000年以降、グローバルな経済環境の変化と日本の少子・高齢社会の急速な進行は、ハイテンションな行財政改革を促し、「骨太改革指針」のもと、社会福祉分野も例外ではなく、憲法25条の福祉原理を踏まえながらも増大するニーズに対応して市場原理を導入した新たな福祉・介護サービス供給システムを創出した。介護保険法と障害者自立支援法がその具体版であるが、前者は行き過ぎた市場原理を優先したコムスン問題や若い介護従事者の介護離れを引き起こし、後者は障害者の生活実態と乖離した制度として政治的問題に発展している。

今回の餓死事件は、行財政改革の一律の社会保障費削減政策が生活保護行政分野にも現われたというべきで、上述した問題と地続きの問題である。2004年12月に報告された社会保障審議会からの「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」は、「利用しやすく自立しやすい制度へ」をキャッチフレーズとし、生活保護法の「経済的自立」に偏った「自立助長」の目的を2000年の社会福祉法の自立と共生の理念に置換し、就労支援、日常生活支援、社会生活支援の三つを取り入れ、小山進次郎が名著「生活保護法の運用と解釈」で示した志の高い自立助長の思想を実現するようかのように見えた。しかし現実には、高齢者加算の廃止、母子加算の段階的廃止、多人数世帯基準、年齢別基準設定の見直し、さらには高齢者資産活用の見直しが相次いでいる。とりわけ65歳以上の高齢者

の不動産が500万円以上ある場合には、親族に相続されることは国民の感情に沿い難いと
の理由から、この4月から原則、保護を受けることができなくなった。さらに2007年
11月30日の「生活扶助基準に関する検討会」（座長、樋口美雄・慶大教授）の報告に
基づき、来年から低所得者との不公平感を解消するために生活扶助額を一人あたり、
1000円ほど引き下げようとしている。今や憲法25条と法第一条の目的は限りのない市
場原理に侵食されつつあるかのようである。

貧困とは、さまざまな心理的、精神的、身体的要因や家庭、職場、地域社会などの社会的
環境との複合特産物であり、保護費の削減と「入り口」と「出口」の規制の強化だけで
は到底対応することが困難な課題である。切れ目や破れ目のないセーフティネットのバネ
を基盤にして、自立を支援する強力なスプリングボード・ソーシャルワーク機能を備えた
仕組みの構築が重要なのである。1993年に先進的な公的扶助従事者の機関誌に保護受給
者を揶揄したと批判された「福祉川柳」が全国紙で大きく取り上げられ、公的扶助従事者
の倫理が大きな社会問題となった。この問題は関係者の処分と退職で終息したが、そこで
問われるべきは機関委任事務下で起った生活保護行政の運営統治システムとそれを支える
ソーシャルワーカーのあり方であるが、具体的にはシステムを形成する 政策理念、 財
政経済政策、 社会保障政策、 生活保護政策、 生活保護運営管理システム、 福祉事
務所運営システム、 福祉事務所の人事・職員確保・養成・異動・研修システム、 社会
福祉専門職とソーシャルワークの専門性、 生活保護運営に関する住民参加、 専門職団
体、学会等の提言機能などの問題が問われるべきであった。「福祉川柳」事件は過去の問
題ではなく、今も引き継がれているというべきである。ただ、一点異なっていることは、
今回の事件は自治事務の統治のもとで生じた事件であるということである。したがって、
この事件は、地方自治、住民自治、地域福祉、ソーシャルワークの課題に関連させながら、
から までのシステムを本格的に検証することの必要性をこの餓死者は訴えているよう
に思われる。

（日本ソーシャルワーカー協会会報 2007年12月号掲載）

